大分県生活困窮者支援活動事業費補助金実施要領

第１　目的

この事業は、地域の生活困窮者（大分県内に居住する者に限る。）への支援活動の中

で、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰等の影響により、支援ニーズが増加又は新

たに生じている団体等の活動に対して、その経費の一部を補助することにより、生活困

窮者が安心して生活できるようにすることを目的とする。

第２　事業実施主体

（１）自立相談支援機関と連携が図られている、又は今後連携を予定している県内に事業

所を有する生活困窮者を支援する団体等であること。

（２）ただし、次のいずれかに該当する団体等は対象としない。

　　　①宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体等

　　　②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ団体等

第３　補助対象経費及び補助率等

（１）生活困窮者支援を行う団体等で、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰等の影響により、支援ニーズが増加又は新たに生じている活動のうち、令和４年４月２８日から令和５年３月３１日の期間において事業に要した経費を補助する。

（２）この補助金の交付対象となる経費、補助率及び補助限度額は下表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 |
| 事業内容を審査する「大分県生活困窮者支援プラットフォーム」より、生活困窮者支援を行うために必要と認められた経費物品購入費、運搬経費、賃借料、人件費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、雑役務費等 | １０／１０以内 | １団体あたり５００千円の範囲内 |

第４　事業採択等

（１）本事業の実施を希望する者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

　　　①大分県生活困窮者支援活動事業計画書（様式１－１）

　　　②誓約書（様式１－２）

（２）知事は、必要に応じて、誓約書の内容を大分県警察本部長に照会するものとする。

（３）提出された大分県生活困窮者支援活動事業計画書は、審査機関である「大分県生活

困窮者支援プラットフォーム」においてその適否を決定し、その後、知事より通知書

（様式２）を事業採択した申請者あてに通知するものとする。

（４）事業採択後、提出書類に虚偽の記載等があることが判明した場合は、採択を取り消

すことができる。

第５　県の助成

（１）知事は、第４により採択された事業について、大分県補助金等交付規則（昭和４３年大分県規則第２７号。以下「規則」という。）の規定により助成するものとする。

第６　補助金の交付申請

（１）規則第３条第１項の規定による申請は、補助金交付申請書（様式３）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

①事業計画書（様式４）

②収支予算書（様式５）

③その他、知事が必要と認める書類

（２）規則第３条第３項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第２項第１号、第２号及び第６号に掲げる事項とする。

（３）第１項の規定による申請書を提出するにあたって、補助事業者について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税等額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

　 ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場

合は、この限りでない。

第７　補助条件

（１）補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）を行う場合は、補助事業変更承認申請書（様式６）を知事に提出し、その承認を受けること。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（様式７）を知事に提出し、その承認を受けること。

（３）この補助金にかかる収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等

の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管すること。

（４）補助事業により取得し、又は効用の増加した施設、機械、器具、備品等は、財産台帳及びその他関係書類を整備保管し、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図ること。

（５）第６（３）ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第１２の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

（６）第６（３）ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第１３の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（様式８）によりその金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

（７）規則第５条第１項第１号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の　額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

①補助の交付目的に反しない事業内容の変更

②補助対象経費の２０パーセント以内の増減

③補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の２０パーセント以内の増減

第８　補助金の交付決定の通知

規則第６条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（様式９）により行うものとする。

第９　申請の取下げのできる期間

規則第７条第１項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して１５日を経過した日までとする。

第１０　補助金の交付方法

この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、

概算払の方法により交付することができる。

第１１　補助金の交付請求

補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、

補助金交付請求書（様式１０）を知事に提出しなければならない。

第１２　実績報告

　　規則第１２条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（様式１１）によるもの

とし、次に掲げる書類を添付し、事業を完了した日から起算して３０日を経過した日、

又は交付決定のあった日の属する年度の翌年度４月２０日のいずれか早い期日までに知

事に提出しなければならない。

　　　①事業実績書（様式１２）

②収支精算書（様式１３）

③契約書又は見積書の写し

④財産、成果物及び取組状況等の写真

⑤領収書又は請求書の写し

⑥財産管理台帳の写し

⑦その他知事が必要と認める書類

第１３　補助金の額の確定通知

　　規則第１３条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（様式１４）により行う

ものとする。

附　則

この要領は、令和４年８月１０日から施行し、同年４月２８日以後に実施された補助対象事業について適用する。

様式１－１

事　業　計　画　書

|  |  |
| --- | --- |
| 団　体　名 |  |
| 所　在　地 | 〒 |
| 代表者氏名（連絡先） |  |
| 団体の概要 |  |
| 事業実施時期 |  令和　　年　　月　　日　～令和　　年　　月　　日 |
| 事業の目的 |  |
| 事業内容※今回の物価高騰等　　に係る支援ニーズの増加内容等 |  |
| 事業費 |  万円 |
| 補助額（補助率１０／１０、上限５０万円） |  万円 |
| 事業の効果 |  |
| 国又は県等の補助事業の有無 | （今回の事業計画に係る補助事業の申請状況）□無　□有　□申請中※「有」又は「申請中」の場合は、関係書類を添付すること |

　※記載スペースが足りない場合には、適宜スペースを追加して記載してください。

（様式１－２）

**誓　　約　　書**

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県が実施する他の補助事業等における確認に利用することに同意します。

記

１　自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）暴力団員が役員となっている事業者

（４）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

（５）暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

（６）暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

（７）暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

（８）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

２　１の（１）から（８）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

　　　年　　月　　日

大分県知事　　殿

 　　　 〔法人、団体にあっては事務所所在地〕

　　　　　　　　　　　　 住　　所

　　　　　　　　 （ふりがな）

 氏 名

 生年月日　（明治・大正・昭和・平成）　　年　　月　　日(男・女）

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約

をお願いしています。

様式２

大分県生活困窮者支援活動事業採択通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大分県知事　広瀬　勝貞

　　　　　年　　月　　日付けで提出のあった事業については、大分県生活困窮者支援活動事業の対象事業として採択されたので通知します。

　なお、提出書類に虚偽の記載等があることが判明した場合は、この採択を取り消す場合があります。

様式３

年度大分県生活困窮者支援活動事業費補助金交付申請書

第　　　　号

　　年　　月　　日

　大分県知事　　　　　　　　　　殿

　　　　　補助事業者

住　　所

名　　称

代表者名

年度において、下記のとおり大分県生活困窮者支援活動事業を実施したいので、補助金　　　　　　　円を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

　　１　事業の目的

　　２　補助事業の概要

　　３　事業完了予定年月日　　　　　年　　月　　日

４　添付書類

　（１）事業計画書（様式４）

　　（２）収支予算書（様式５）

　　（３）その他知事が必要と認める書類

様式４

事　業　計　画　書

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業者名（代表者連絡先） |  |
| 補助事業者の概要 |  |
| 補助事業箇所 |  |
| 補助事業実施時期 |  　　年　　月　　日　～　　　年　　月　　日 |
| 補助事業の目的 |  |
| 補助事業の内容 |  |
| 補助事業の効果 |  |

様式５

　　年度収支予算書

　(1) 収入の部 　 (単位：円)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 予 算 額 | 積　算　の　根　拠 | 備　　考 |
|  当該補助金 |  |  |  |
|  その他 |  |  |  |
|  合　　計 |  |  |  |

　(2) 支出の部 (単位：円)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 予 算 額 | 積　算　の　根　拠 | 備　　考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |

様式６

　　年度大分県生活困窮者支援活動事業費補助金変更承認申請書

番　　　　　号

年　　月　　日

　　大分県知事　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者

住　　所

名　　称

代表者名

　　　年　　月　　日付け　第　　号で交付決定通知のあった　　年度大分県生活困窮者支援活動事業について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

　１　変更を必要とする理由

　２　変更事項及びその内容

(注) 以下、様式３の記の２以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう二段書きにし、変更前をかっこ書きで上段に記載すること。

様式７

年度大分県生活困窮者支援活動事業中止（廃止）承認申請書

第　　　　号

　　年　　月　　日

　大分県知事　　　　　　　　　　殿

　　補助事業者

住　　所

名　　称

代表者名

　　　　年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定通知のあった、　　　年度大分県生活困窮者支援活動事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので申請します。

記

　　１　中止（廃止）の理由

　　２　中止の期間（又は廃止の期日）

　　３　中止（廃止）後の措置

様式８

年度大分県生活困窮者支援活動事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額

確定報告書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　大分県知事　　　　　　殿

補助事業者

住　　所

名　　称

代表者名

　　　　　　年　　月　　日付け　　　　第　　　　号で交付決定通知のあった　　　　年度大分県生活困窮者支援活動事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、下記のとおり報告します。

記

１　補助金の額の確定額　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　円

　　（　　年　月　　日付け　　第　　　号による額の確定通知額）

２ 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額　　金　　　　　　　　　円

３ 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額　　金　　　　　　　　　円

４　要補助金返還相当額（３－２）　 金　　　　　　　　　円

（注）１　別紙の集計表を添付すること。

　　　２　その他参考となる書類

　　　　　消費税確定申告の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付する

　　　　　こと。

別　紙

　年度大分県生活困窮者支援活動事業費補助金に係る

消費税等仕入控除税額集計表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 仕入れに係る消費税額及び地方消費税額（Ａ） | 補　助　率（Ｂ） | 仕入れに係る消費税 等仕入控除税額（Ａ×Ｂ） | 備　　考 |
|  円 |  |  円 |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

　（注）１　「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により、仕入れに係る消費税額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。

　　　　２　「仕入れに係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額とする。

様式９

年度大分県生活困窮者支援活動事業費補助金交付決定通知書

　第　　　　　号

　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　殿

大分県知事

　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　　　号で交付申請のあった　　　　年度大分県生活困窮者支援活動事業費補助金については、下記のとおり交付することと決定したので大分県補助金等交付規則（昭和４３年大分県規則第２７号。以下「規則」という。）第６条の規程により通知します。

記

　　１　補助対象経費　　金　　　　　　　　円

　　２　補助金の交付決定額　　金　　　　　　　　円

　　３　補助条件

（１）補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）を行う場合は、補助事業変更承認申請書（様式６）を知事に提出し、その承認を受けること。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（様式７）を知事に提出し、その承認を受けること。

（３）この補助金にかかる収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿

　　等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度

　　の翌年度から起算して５年間整備保管すること。

（４）補助事業により取得し、又は効用の増加した施設、機械、器具、備品等は、財４台帳及びその他関係書類を整備保管し、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図ること。

（５）大分県生活困窮者支援活動事業費補助金実施要領（令和４年８月９日伺い定め。以下「実施要領」という。）第６（３）ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、実施要領第１２の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

（６）実施要領第６（３）ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、実施要領第１３の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（様式８）によりその金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

（７）規則第５条第１項第１号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

①補助の交付目的に反しない事業内容の変更

②補助対象経費の２０パーセント以内の増減

　　　③補助対象経費の費目間における流用で、いずれかの少ない額の２０パーセント以内の増減

（備考）

　　第７（１）の規定よる補助事業変更承認申請書（様式６）に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の１及び２については、変更前をかっこ書きで上段に記載すること。

様式１０

年度大分県生活困窮者支援活動事業費補助金交付請求書

第　　　　号

　　年　　月　　日

　大分県知事　　　　　　　　　　殿

　補助事業者

住　　所

名　　称

代表者名

　　　　　年　　月　　日付け　　第　　　　　号で交付決定通知のあった　　　年度大分県生活困窮者支援活動事業費補助金　　　　　　　円を精算払（概算払）の方法により交付されるよう請求します。

記

　　【振込口座】

　　　　金融機関名

　　　　預金種別

　　　　(フリガナ)

　　　　口座名義

　　　　　　　　　交付決定額　　　　　　　　円

　　　　　　　　　既受領額　　　　　　　　円

　　　　　　　　　今回請求額　　　　　　　　円

　　　　　　　　　残額　　　　　　　　円

様式１１

年度大分県生活困窮者支援活動事業実績報告書

第　　　　号

　　年　　月　　日

　大分県知事　　　　　　　　　　殿

　補助事業者

住　　所

名　　称

代表者名

　　　　　年　　月　　日付け　　第　　　　　号で交付決定通知のあった　　　年度大分県生活困窮者支援活動事業について、下記のとおり実施したので、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

　　１　事業の効果

　　２　事業完了年月日　　　　　　年　　月　　日

３　添付書類

（１）事業実績書（様式１２）

（２）収支精算書（様式１３）

（３）契約書又は見積書の写し

（４）財産、成果物及び取組状況等の写真

（５）領収書又は請求書の写し

（６）財産管理台帳の写し

（７）その他知事が必要と認める書類

様式１２

事　　業　　実　　績　　書

|  |  |
| --- | --- |
| 補 助 事 業 者 名 |  |
| 対 　象 　期　 間 |  年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |
| 補助事業の内容 |
| 補助事業の効果 |

様式１３

　　年度収支精算書

(1) 収入の部 (単位：円)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 予 算 額 | 精 算 額 | 増 減 額 | 備　　考 |
| 　当該補助金　 |  |  |  |  |
|  その他 |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |

(2) 支出の部 (単位：円)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 予 算 額 | 精 算 額 | 増 減 額 | 備　　考 |
| 　　 |  |  |  |  |
| 　　 |  |  |  |  |
|   |  |  |  |  |
| 　　 |  |  |  |  |
|   |  |  |  |  |
|   |  |  |  |  |
| 　　 |  |  |  |  |
|   |  |  |  |  |
|   |  |  |  |  |
| 　　 |  |  |  |  |
|   |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |

様式１４

大分県生活困窮者支援活動事業費補助金の額の確定通知書

　第　　　　　号

　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　殿

大分県知事

　　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　　　号で提出のあった　　　年度大分県生活困窮者支援活動事業費補助金事業実績報告書に基づき、　　　　年　　月　　日付け　　第　　　　　号による交付決定通知に係る補助金の額　　　　　　円については、金　　　　　　　円に確定したので通知します。